

半期報告書

(第9期中) 自 平成20年3月1日
至 平成20年8月31日

株式会社パイフドビッツ

東京都港区元赤坂一丁目1番7号

(E05653)

目次

頁

表紙

第一部	企業情報	1
第 1	企業の概況	1
1 .	主要な経営指標等の推移	1
2 .	事業の内容	2
3 .	関係会社の状況	3
4 .	従業員の状況	4
第 2	事業の状況	5
1 .	業績等の概要	5
2 .	生産、受注及び販売の状況	6
3 .	対処すべき課題	7
4 .	経営上の重要な契約等	8
5 .	研究開発活動	9
第 3	設備の状況	10
1 .	主要な設備の状況	10
2 .	設備の新設、除却等の計画	11
第 4	提出会社の状況	12
1 .	株式等の状況	12
2 .	株価の推移	19
3 .	役員の状況	20
第 5	経理の状況	21
1 .	中間財務諸表等	22
(1)	中間財務諸表	22
(2)	その他	39
第 6	提出会社の参考情報	40
第二部	提出会社の保証会社等の情報	41
	[中間監査報告書]	

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年11月13日
【中間会計期間】	第9期中（自 平成20年3月1日 至 平成20年8月31日）
【会社名】	株式会社パイブドビット
【英訳名】	PIPED BITS Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 佐谷 宣昭
【本店の所在の場所】	東京都港区元赤坂一丁目1番7号
【電話番号】	(03)5771-6931
【事務連絡者氏名】	情報取扱責任者 青木 宏実
【最寄りの連絡場所】	東京都港区元赤坂一丁目1番7号
【電話番号】	(03)5771-6931
【事務連絡者氏名】	情報取扱責任者 青木 宏実
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の状況

回次		第7期中	第8期中	第9期中	第7期	第8期
会計期間		自平成18年 3月1日 至平成18年 8月31日	自平成19年 3月1日 至平成19年 8月31日	自平成20年 3月1日 至平成20年 8月31日	自平成18年 3月1日 至平成19年 2月28日	自平成19年 3月1日 至平成20年 2月29日
売上高	(千円)	320,349	415,315	513,102	702,103	854,772
経常利益	(千円)	103,293	123,034	130,089	208,001	252,072
中間(当期)純利益	(千円)	61,854	71,900	75,108	124,771	147,025
持分法を適用した場合の 投資利益	(千円)	-	-	-	-	-
資本金	(千円)	90,191	186,791	186,791	186,791	186,791
発行済株式総数	(株)	15,364	16,364	16,364	16,364	16,364
純資産額	(千円)	338,049	667,748	823,189	594,166	746,238
総資産額	(千円)	441,822	779,923	977,294	732,032	881,709
1株当たり純資産額	(円)	22,002.72	40,703.17	49,883.93	36,309.36	45,294.06
1株当たり中間(当期) 純利益金額	(円)	4,025.97	4,393.81	4,589.87	8,019.25	8,984.70
潜在株式調整後1株当 り中間(当期)純利益金額	(円)	-	4,351.26	4,564.76	7,913.97	8,911.19
1株当たり配当額	(円)	-	-	-	-	-
自己資本比率	(%)	76.5	85.4	83.5	81.2	84.1
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	53,912	47,570	64,467	141,906	151,268
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	28,507	21,175	12,337	61,642	23,302
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	-	-	-	186,236	-
現金及び現金同等物の中 間期末(期末)残高	(千円)	241,524	575,284	728,984	548,889	676,855
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(人)	64 (13)	84 (8)	118 (5)	62 (11)	84 (8)

(注) 1. 当社は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には消費税等は含まれておりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため、記載しておりません。

4. 第7期中の潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場・非登録であったため記載しておりません。

5. 当社は、配当を行っておりませんので、1株当たり配当額については、記載しておりません。

6. 当社は、平成18年7月1日付で、株式1株につき2株の株式分割を行っております。なお、1株当たり中間(当期)純利益金額につきましては、株式分割が期首に行われたものとして算出しております。

2【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3【関係会社の状況】

当中間会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成20年 8月31日現在

従業員数(人)	118(5)
---------	--------

- (注) 1. 従業員数は就業員数であり、臨時雇用者数(パート及び、嘱託社員)は、当中間会計期間の平均雇用人員(外書き)で記載しております。
2. 従業員数が当中間会計期間において34人増加しておりますが、増加の主な要因は、営業力強化の一環として平成20年4月1日付で、新卒社員が入社したことによるものであります。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1)業績

当中間会計期間の経済状況につきましては、米国の個人向け住宅融資（サブプライムローン）問題の長期化による世界的な株価の下落や不安定な為替市場、及び原油価格の高騰に伴う国内物価への影響により国内消費は停滞し、景気の動向は依然不透明な状況が継続しております。

このような環境のもと、インターネットビジネス市場は、総務省発表のブロードバンドサービス契約数が平成20年6月末で2,934万と同年3月末比59万増加しており、引き続き拡大基調が続いております。

このような状況の中、当社は総務省の推進する「ASP・SaaS安全・信頼性に係る情報開示認定制度」の認定を平成20年5月16日に取得するなど、積極的に情報セキュリティ及びサービス品質の向上に取り組み、当社サービスの普及拡大を推進して参りました。

また、「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」改正（平成20年5月可決）後の迷惑メール規制の実運用の在り方について、総務省の研究会において意見発表を行い、平成20年7月に当社顧客向けに「特定電子メール法セミナー」を開催するなど、電子メール送信環境の適正化に取り組んで参りました。

さらに、定期的で開催している顧客向けセミナーにおきましては、顧客のスキルや運用状態に応じた企画で開催するなど、顧客満足度の向上および当社サービスの継続利用を促進して参りました。

当社は引き続ききめ細やかな営業展開により新規ユーザーの獲得に努めるとともに、既存顧客に対する当社サービスの利用機会の拡大を図るなど、有効アカウント数の拡大に注力して参ります。

なお、平成20年8月31日時点における有効アカウント数は、前期末1,108件より137件増加し、1,245件となりました。研究開発活動につきましては、既存サービスの機能強化及び新サービスのソフトウェア開発のために積極的な投資を行い、28百万円（前年同期比163.1%増）となりました。

以上の結果、当社平成21年2月期中間会計期間の状況につきましては、売上高は513百万円（前年同期比23.5%増）、営業利益は129百万円（前年同期比5.9%増）、経常利益は130百万円（前年同期比5.7%増）、中間純利益は75百万円（前年同期比4.5%増）となりました。

(2) キャッシュ・フロー

当中間会計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前事業年度に比べ52百万円増加し、728百万円となりました。各キャッシュ・フローとそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当中間会計期間における営業活動の結果得られた資金は、税引前中間純利益130百万円の計上および、法人税等の支払等により64百万円（前年同期比135.5%）となりました。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当中間会計期間における投資活動の結果支出した資金は、本店事務所の改装等による固定資産の取得による支出等により12百万円（前年同期比58.3%）となりました。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当中間会計期間における財務活動の結果取得した資金はございません。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社は、生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

(2) 受注状況

当社は、受注生産を行っておりませんので、該当事項はありません。

(3) 販売実績

当中間会計期間の販売実績を事業の部門別に示すと、次のとおりであります。

事業部門別	当中間会計期間 (自 平成20年3月1日 至 平成20年8月31日)	前年同期比(%)
アプリケーション・サービス事業(千円)	513,102	123.5
合計(千円)	513,102	123.5

(注) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

3【対処すべき課題】

当中間会計期間において当社が対処すべき課題について、重要な変更はありません。

4【経営上の重要な契約等】

当中間会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

5【研究開発活動】

当社は、主に既存サービスの機能強化および新サービスのソフトウェアに関する研究開発活動を行っております。
なお、当中間会計期間における研究開発費の総額は28,155千円となっております。

(1) 既存サービスの機能強化に関する研究開発

既存サービスについて、以下の機能強化に関する研究開発を実施しております。

- ・セキュリティ性能の向上に関する研究開発。
- ・処理速度の向上に関する研究開発。
- ・新機能の追加に関する研究開発。

(2) 次世代サービスのソフトウェアに関する研究開発

次世代サービスについて、主に以下の研究開発を進めております。

- ・Webサーバーの稼働率向上に関する研究開発。
- ・動的コンテンツ（注）生成の高速化に関する研究開発。
- ・各種オンラインサービス機能の統合的な利用に関する研究開発。

注意事項

（注）動的コンテンツとは検索サイトや掲示板のようにリクエストに応じて、部分的または全体的にコンテンツを生成するWebコンテンツをいいます。

第3【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2【設備の新設、除却等の計画】

当中期会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	74,600
計	74,600

【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数(株) (平成20年8月31日)	提出日現在発行数(株) (平成20年11月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	16,364	16,364	東京証券取引所 (マザーズ)	-
計	16,364	16,364	-	-

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び旧商法第280条ノ21に基づく新株予約権の状況は、次のとおりであります。
平成17年5月30日定時株主総会決議

区分	中間会計期間末現在 (平成20年8月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年10月31日)
新株予約権の数(個)	31(注)5	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1	62(注)5,6	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2	13,500(注)6	同左
新株予約権の行使期間	自平成21年5月30日 至平成26年5月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 13,500(注)6 資本組入額 6,750(注)6	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注)1. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整いたします。

ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点において行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が資本の減少を行う場合等、当該新株予約権に係る付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で当該新株予約権に係る付与株式数を調整します。

2. 当社が当社普通株式につき株式分割(株式無償割当てを含む。)または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額}}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む)の転換または行使の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものといたします。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times \text{新株1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前」を「自己株式の処分前」に、それぞれ読み替えるものとする。さらに、割当日後、当社が資本の減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものといたします。

3. 新株予約権の行使の条件等

新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社、当社の連結子会社、当社の親会社又は当社の親会社の連結子会社の取締役、監査役、執行役又は従業員の地位を保有している場合に限り、行使することができます。

新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができません。

新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要します。

その他の条件は、株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによります。

4. 新株予約権の取得条項

新株予約権者について、次の各号の事由のいずれかが生じたときは、当社は当該事由が生じた日に、当該新株予約権者からその有する新株予約権全部を無償で取得いたします。当社は当該新株予約権の取得と引き換えに、当社の株式・社債・新株予約権・新株予約権付社債のいずれも交付しません。

・新株予約権者が当社、当社の連結子会社、当社の親会社又は当社の親会社の連結子会社の取締役、監査役、執行役又は従業員の地位を喪失し、これらのいずれにも該当しなくなったとき。

・新株予約権者が死亡したとき。

5. 新株予約権の目的となる株式の数は、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の数を減じています。

6. 平成18年7月1日付をもって株式分割（1：2）を行ったことに伴い新株予約権の目的となる株式の数、払込金額並びに発行価格及び資本組入額は調整されております。

会社法第236条、第238条及び第239条に基づく新株予約権の状況は、次のとおりであります。

平成18年5月29日定時株主総会決議

区分	中間会計期間末現在 (平成20年8月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年10月31日)
新株予約権の数(個)	19(注)5	18(注)5
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1	38(注)5,6	36(注)5,6
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2	24,000(注)6	同左
新株予約権の行使期間	平成22年5月29日から 平成27年5月28日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 24,000(注)6 資本組入額 12,000(注)6	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注)1. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整いたします。

ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点において行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または、当社が会社分割を行い本件新株予約権が承継される場合、当社は必要と認められる株式の数の調整を行います。

2. 当社が時価を下回る価額による新株の発行を行う場合、または、自己株式を処分する場合(新株予約権の行使の場合は除く。)は次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものといたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times \text{新株 1 株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

また、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は切り上げるものといたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または、当社が会社分割を行い本件新株予約権が承継される場合、当社は必要と認められる行使価額の調整を行います。

3. 新株予約権の行使の条件等

新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社、当社の連結子会社、当社の親会社又は当社の親会社の連結子会社の取締役、監査役、執行役又は従業員の地位を保有している場合に限り、

新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができません。

新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要します。

その他の条件は、株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによります。

4. 新株予約権の取得条項

新株予約権者について、次の各号の事由のいずれかが生じたときは、当社は当該事由が生じた日に、当該新株予約権者からその有する新株予約権全部を無償で取得いたします。当社は当該新株予約権の取得と引き換えに、当社の株式・社債・新株予約権・新株予約権付社債のいずれも交付しません。

・新株予約権者が当社、当社の連結子会社、当社の親会社又は当社の親会社の連結子会社の取締役、監査役、執行役又は従業員の地位を喪失し、これらのいずれにも該当しなくなったとき。

・新株予約権者が死亡したとき。

5. 新株予約権の目的となる株式の数は、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の数を減じています。

6. 平成18年7月1日付をもって株式分割（1：2）を行ったことに伴い新株予約権の目的となる株式の数、払込金額並びに発行価格及び資本組入額は調整されております。

平成19年5月30日定時株主総会決議に基づく新株予約権の状況

区分	中間会計期間末現在 (平成20年8月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年10月31日)
新株予約権の数(個)	49(注)5	46(注)5
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1	49(注)5	46(注)5
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2	361,566	同左
新株予約権の行使期間	平成21年6月15日から 平成22年6月14日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 361,566 資本組入額 180,783	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注)1. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整いたします。

ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てます。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または、当社が会社分割を行い本件新株予約権が承継される場合、当社は必要と認められる株式の数の調整を行います。

2. 当社が時価を下回る価額による新株の発行を行う場合、または、自己株式を処分する場合(新株予約権の行使の場合は除く。)は次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものいたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{1 \text{株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数による増加株式数}}$$

また、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものいたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

3. 新株予約権の行使の条件等

新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役もしくは従業員の地位にあることを要します。但し、特別な理由のある場合はこの限りではありません。

本新株予約権の一部行使はできないものとします。

新株予約権者が法令または当社の諸規則に違反した場合は、新株予約権者は本新株予約権を行使することができないものとします。

新株予約権者が本新株予約権を放棄した場合には、本新株予約権を行使することができないものとします。

その他の行使の条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当に関する契約に定めるところによるものとします。

4. 新株予約権の取得条項

新株予約権者について、次の各号の事由のいずれかが生じたときは、当社は当該事由が生じた日に、当該新株予約権者からその有する新株予約権全部を無償で取得いたします。当社は当該新株予約権の取得と引き換えに、当社の株式・社債・新株予約権・新株予約権付社債のいずれも交付しません。

・新株予約権者が当社、当社の連結子会社、当社の親会社又は当社の親会社の連結子会社の取締役、監査役、執行役又は従業員の地位を喪失し、これらのいずれにも該当しなくなったとき。

・新株予約権者が死亡したとき。

5. 新株予約権の目的となる株式の数は、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の数を減じていません。

平成20年5月29日定時株主総会決議に基づく新株予約権の状況

区分	中間会計期間末現在 (平成20年8月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年10月31日)
新株予約権の数(個)	50	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1	50	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2	198,048	同左
新株予約権の行使期間	平成22年7月1日から 平成23年6月30日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 198,048 資本組入額 99,024	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注) 1. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整いたします。

ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てます。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または、当社が会社分割を行い本件新株予約権が承継される場合、当社は必要と認められる株式の数の調整を行います。

2. 当社が時価を下回る価額による新株の発行を行う場合、または、自己株式を処分する場合(新株予約権の行使の場合は除く。)は次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は切り上げるものいたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{1 \text{株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数による増加株式数}}$$

また、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は切り上げるものいたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

3. 新株予約権の行使の条件等

新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役もしくは従業員の地位にあることを要します。但し、特別な理由のある場合はこの限りではありません。

本新株予約権の一部行使はできないものとします。

新株予約権者が法令または当社の諸規則に違反した場合は、新株予約権者は本新株予約権を行使することができないものとします。

新株予約権者が本新株予約権を放棄した場合には、本新株予約権を行使することができないものとします。その他の行使の条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当に関する契約に定めるところによるものとします。

4. 新株予約権の取得条項

新株予約権者について、次の各号の事由のいずれかが生じたときは、当社は当該事由が生じた日に、当該新株予約権者からその有する新株予約権全部を無償で取得いたします。当社は当該新株予約権の取得と引き換えに、当社の株式・社債・新株予約権・新株予約権付社債のいずれも交付しません。

・新株予約権者が当社の取締役もしくは従業員の地位を喪失し、これらのいずれにも該当しなくなったとき。但し、特別な理由がある場合にはこの限りではない。

・新株予約権者が死亡したとき。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
平成20年3月1日～平成20年8月31日		16,364		186,791		96,791

(5) 【大株主の状況】

平成20年8月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
佐谷 宣昭	東京都目黒区	8,120	49.62
キャピタルズワン有限会社	千葉県市川市鬼高二丁目10番10号	5,480	33.48
井上 修二	兵庫県神戸市垂水区	183	1.11
東山 明弘	千葉県市川市	140	0.85
志賀 正規	東京都渋谷区	102	0.62
塚田 昌伸	東京都世田谷区	70	0.42
リーマンブラザーズインターナショナル レンディング (常任代理人 リーマン・ブラザーズ 証券株式会社)	25 Bank Street London E14 5LE ENGLAND (東京都港区六本木六丁目10番1号)	45	0.27
富田 邦裕	東京都練馬区	44	0.26
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	42	0.25
岡崎 寛	兵庫県神戸市東灘区	40	0.24
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	40	0.24
計	-	14,306	87.42

(注) リーマンブラザーズインターナショナルレンディングにつきましては、2008年9月15日に連邦倒産法第11章(日本の民事再生法に相当)の適用を連邦裁判所に申請しております。

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成20年8月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 16,364	16,364	-
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	16,364	-	-
総株主の議決権	-	16,364	-

【自己株式等】

平成20年8月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-

2【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年3月	4月	5月	6月	7月	8月
最高(円)	223,000	243,000	219,000	237,000	218,000	159,000
最低(円)	135,000	170,000	185,000	183,000	150,500	118,100

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。

3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出後、当半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1．中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前中間会計期間（平成19年3月1日から平成19年8月31日まで）は、改正前の中間財務諸表等規則に基づき、当中間会計期間（平成20年3月1日から平成20年8月31日まで）は、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前中間会計期間（平成19年3月1日から平成19年8月31日まで）及び当中間会計期間（平成20年3月1日から平成20年8月31日まで）の中間財務諸表について、あずさ監査法人により中間監査を受けております。

3．中間連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

1【中間財務諸表等】

(1)【中間財務諸表】

【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成19年8月31日)		当中間会計期間末 (平成20年8月31日)		前事業年度の要約貸借対照表 (平成20年2月29日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(資産の部)							
流動資産							
1. 現金及び預金		575,284		728,984		676,855	
2. 売掛金		117,354		157,308		125,384	
3. たな卸資産		1,125		1,875		2,558	
4. その他		14,017		14,460		8,688	
貸倒引当金		597		1,957		1,019	
流動資産合計		707,184	90.7	900,672	92.2	812,467	92.1
固定資産							
1. 有形固定資産	2	37,439		38,289		33,298	
2. 無形固定資産		3,728		6,196		4,371	
3. 投資その他の資産							
(1) 差入保証金		31,571		31,731		31,571	
(2) その他		210		1,023		357	
貸倒引当金		210		619		357	
投資その他の資産 合計		31,571		32,135		31,571	
固定資産合計		72,739	9.3	76,622	7.8	69,242	7.9
資産合計		779,923	100.0	977,294	100.0	881,709	100.0

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成19年8月31日)		当中間会計期間末 (平成20年8月31日)		前事業年度の要約貸借対照表 (平成20年2月29日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(負債の部)							
流動負債							
1. 未払金		10,224		10,038		10,885	
2. 未払費用		20,647		49,324		34,150	
3. 未払法人税等		52,604		61,831		63,357	
4. 未払消費税等	1	7,283		12,092		10,686	
5. その他		7,420		14,390		5,850	
流動負債合計		98,181	12.6	147,677	15.1	124,931	14.2
固定負債							
1. 繰延税金負債		13,993		6,426		10,539	
固定負債合計		13,993	1.8	6,426	0.7	10,539	1.2
負債合計		112,175	14.4	154,104	15.8	135,470	15.4
(純資産の部)							
株主資本							
1. 資本金		186,791	24.0	186,791	19.1	186,791	21.2
2. 資本剰余金							
(1) 資本準備金		96,791		96,791		96,791	
資本剰余金合計		96,791	12.4	96,791	9.9	96,791	11.0
3. 利益剰余金							
(1) その他利益剰余金							
プログラム等準備金		23,496		20,031		23,180	
繰越利益剰余金		358,988		512,687		434,429	
利益剰余金合計		382,484	49.0	532,718	54.5	457,610	51.9
株主資本合計		666,066	85.4	816,300	83.5	741,192	84.1
新株予約権		1,682	0.2	6,888	0.7	5,046	0.5
純資産合計		667,748	85.6	823,189	84.2	746,238	84.6
負債純資産合計		779,923	100.0	977,294	100.0	881,709	100.0

【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)		当中間会計期間 (自 平成20年3月1日 至 平成20年8月31日)		前事業年度の要約損益計算書 (自 平成19年3月1日 至 平成20年2月29日)				
		金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)			
売上高			415,315	100.0		513,102	100.0		854,772	100.0
売上原価			59,561	14.3		75,928	14.8		133,843	15.7
売上総利益			355,753	85.7		437,173	85.2		720,929	84.3
販売費及び一般管理費			233,491	56.3		307,694	60.0		469,818	54.9
営業利益			122,262	29.4		129,479	25.2		251,110	29.4
営業外収益			772	0.2		609	0.2		961	0.1
経常利益			123,034	29.6		130,089	25.4		252,072	29.5
税引前中間(当期)純利益			123,034	29.6		130,089	25.4		252,072	29.5
法人税、住民税及び事業税		51,055			59,872			107,125		
法人税等調整額		78	51,134	12.3	4,891	54,981	10.7	2,078	105,046	12.3
中間(当期)純利益			71,900	17.3		75,108	14.6		147,025	17.2

【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間（自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日）

	株主資本						新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金 資本準備金	利益剰余金			株主資本 合計		
			その他利益剰余金		利益剰余金 合計			
			プログラム 等準備金	繰越利益 剰余金				
平成19年2月28日残高 (千円)	186,791	96,791	25,192	285,392	310,584	594,166	594,166	
中間会計期間中の変動額								
中間純利益				71,900	71,900	71,900	71,900	
プログラム等準備金の 取崩			1,695	1,695				
株主資本以外の項目の中間会 計期間中の変動額（純額）						1,682	1,682	
中間会計期間中の変動額 合計（千円）			1,695	73,596	71,900	71,900	1,682	73,582
平成19年8月31日残高 (千円)	186,791	96,791	23,496	358,988	382,484	666,066	1,682	667,748

当中間会計期間（自 平成20年3月1日 至 平成20年8月31日）

	株主資本						新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金 資本準備金	利益剰余金			株主資本 合計		
			その他利益剰余金		利益剰余金 合計			
			プログラム 等準備金	繰越利益 剰余金				
平成20年2月29日残高 (千円)	186,791	96,791	23,180	434,429	457,610	741,192	5,046	746,238
中間会計期間中の変動額								
中間純利益				75,108	75,108	75,108		75,108
プログラム等準備金の 取崩			3,149	3,149				
株主資本以外の項目の中間会 計期間中の変動額（純額）							1,842	1,842
中間会計期間中の変動額 合計（千円）			3,149	78,257	75,108	75,108	1,842	76,950
平成20年8月31日残高 (千円)	186,791	96,791	20,031	512,687	532,718	816,300	6,888	823,189

前事業年度の株主資本等変動計算書（自 平成19年3月1日 至 平成20年2月29日）

	株主資本						新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			株主資本 合計		
		資本準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計			
			プログラム 等準備金	繰越利益 剰余金				
平成19年2月28日残高 (千円)	186,791	96,791	25,192	285,392	310,584	594,166		594,166
事業年度中の変動額								
当期純利益				147,025	147,025	147,025		147,025
プログラム等準備金の取崩			2,011	2,011				
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)							5,046	5,046
事業年度中の変動額合計 (千円)			2,011	149,037	147,025	147,025	5,046	152,072
平成20年2月29日残高 (千円)	186,791	96,791	23,180	434,429	457,610	741,192	5,046	746,238

【中間キャッシュ・フロー計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)	当中間会計期間 (自 平成20年3月1日 至 平成20年8月31日)	前事業年度の要約 キャッシュ・フロー計算書 (自 平成19年3月1日 至 平成20年2月29日)
		金額(千円)	金額(千円)	金額(千円)
営業活動によるキャッシュ・フロー				
税引前中間(当期)純利益		123,034	130,089	252,072
減価償却費		4,964	5,361	10,589
貸倒引当金の増加額 (は減少額)		305	1,200	263
受取利息及び受取配当金		467	609	961
株式報酬費用		1,682	1,842	5,046
売上債権の増加額		3,887	31,924	11,918
たな卸資産の減少額 (は増加額)		390	682	1,823
未払消費税等の増加額 (は減少額)		6,231	1,405	2,827
その他		14,164	17,190	2,709
小計		104,235	125,239	253,151
利息及び配当金の受取額		467	609	961
法人税等の支払額		57,132	61,382	102,845
営業活動によるキャッシュ・フロー		47,570	64,467	151,268
投資活動によるキャッシュ・フロー				
有形固定資産の取得による支出		21,358	9,650	22,252
無形固定資産の取得による支出		-	2,527	1,233
敷金保証金の差入による支出		56	160	56
敷金保証金の返還による収入		240	-	240
投資活動によるキャッシュ・フロー		21,175	12,337	23,302
財務活動によるキャッシュ・フロー				
財務活動によるキャッシュ・フロー		-	-	-
現金及び現金同等物に係る換算差額		-	-	-
現金及び現金同等物の増加額		26,394	52,129	127,965
現金及び現金同等物の期首残高		548,889	676,855	548,889
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高		575,284	728,984	676,855

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	前中間会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)	当中間会計期間 (自 平成20年3月1日 至 平成20年8月31日)	前事業年度 (自 平成19年3月1日 至 平成20年2月29日)
1. 資産の評価基準及び評価方法	たな卸資産 仕掛品 個別法による原価法によって おります。	たな卸資産 仕掛品 同左	たな卸資産 仕掛品 同左
2. 固定資産の減価償却の方法	(1)有形固定資産 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下の とおりであります。 建物 8～15年 工具器具備品 4～10年 (会計方針の変更) 法人税法の改正(所得税法等の 一部を改正する法律(平成19年3 月30日 法律第6号)及び法人税 法施行令の一部を改正する政令 (平成19年3月30日 政令第83 号))に伴い、平成19年4月1日以 降に取得したのものについては、改 正後の法人税法に基づく方法に変 更しております。 これに伴う影響は軽微であり ます。 (2)無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェア については社内における利用可能 期間(最長5年)における定額法 によっております。 (3)長期前払費用 均等償却によっております。	(1)有形固定資産 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のと りであります。 建物 8～15年 工具器具備品 4～10年 (追加情報) 法人税法の改正に伴い、平成19 年3月31日以前に取得した資産に ついては、改正前の法人税法に基 づく減価償却の方法の適用により 取得価額の5%に到達した事業年 度の翌事業年度より、取得価額の5% 相当額と備忘価額との差額を5年 間にわたり均等償却し、減価償却 費に含めて計上しております。 これに伴う影響は軽微であり ます。 (2)無形固定資産 同左 (3)長期前払費用 同左	(1)有形固定資産 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のと りであります。 建物 8～15年 工具器具備品 4～10年 (会計方針の変更) 法人税法の改正(所得税法等の 一部を改正する法律(平成19年3 月30日 法律第6号)及び法人税 法施行令の一部を改正する政令 (平成19年3月30日 政令第83 号))に伴い、平成19年4月1日以 降に取得したのものについては、改 正後の法人税法に基づく方法に変 更しております。 これに伴う影響は軽微であり ます。 (2)無形固定資産 同左 (3)長期前払費用 同左
3. 引当金の計上基準	貸倒引当金 債権等の貸倒れによる損失に備 えるため一般債権については貸倒 実績率による計算額を、貸倒懸念 債権等特定の債権については個別 に回収可能性を勘案して回収不能 見込額を計上しております。	貸倒引当金 同左	貸倒引当金 同左
4. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移 転すると認められるもの以外のフ ァイナンス・リース取引について は、通常の賃貸借取引に係る方法 に準じた会計処理によっており ます。	同左	同左

項目	前中間会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)	当中間会計期間 (自 平成20年3月1日 至 平成20年8月31日)	前事業年度 (自 平成19年3月1日 至 平成20年2月29日)
5. 中間キャッシュ・フロー 計算書(キャッシュ・フ ロー計算書)における資 金の範囲	手許現金、随時引き出し可能な 預金及び容易に換金可能であり、 かつ、価値の変動について僅少な リスクしか負わない取得日から3 ヶ月以内に償還期限の到来する短 期投資からなっております。	同左	同左
6. その他中間財務諸表(財 務諸表)作成のための基 本となる重要な事項	消費税等の会計処理 税抜方式によっております。	消費税等の会計処理 同左	消費税等の会計処理 同左

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成19年8月31日)	当中間会計期間末 (平成20年8月31日)	前事業年度末 (平成20年2月29日)
1. 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「未払消費税等」として表示しております。	1. 消費税等の取扱い 同左	
2. 有形固定資産の減価償却累計額 22,960千円	2. 有形固定資産の減価償却累計額 32,654千円	2. 有形固定資産の減価償却累計額 27,995千円

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自平成19年3月1日 至平成19年8月31日)	当中間会計期間 (自平成20年3月1日 至平成20年8月31日)	前事業年度 (自平成19年3月1日 至平成20年2月29日)
1. 減価償却実施額 有形固定資産 4,445千円 無形固定資産 519千円	1. 減価償却実施額 有形固定資産 4,659千円 無形固定資産 702千円	1. 減価償却実施額 有形固定資産 9,479千円 無形固定資産 1,109千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)

1. 発行済株式の種類および総数に関する事項

	前事業年度末 株式数(株)	当中間会計期間 増加株式数(株)	当中間会計期間 減少株式数(株)	当中間会計期間末 株式数(株)
発行済株式 普通株式	16,364			16,364

2. 新株予約権に関する事項

内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当中間会計 期間末残高 (千円)
		前事業 年度末	当中間会計 期間増加	当中間会計 期間減少	当中間会計 期間末	
ストック・オプションとして の新株予約権					1,682	
合計					1,682	

当中間会計期間(自 平成20年3月1日 至 平成20年8月31日)

1. 発行済株式の種類および総数に関する事項

	前事業年度末 株式数(株)	当中間会計期間 増加株式数(株)	当中間会計期間 減少株式数(株)	当中間会計期間末 株式数(株)
発行済株式 普通株式	16,364			16,364

2. 新株予約権に関する事項

内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当中間会計 期間末残高 (千円)
		前事業 年度末	当中間会計 期間増加	当中間会計 期間減少	当中間会計 期間末	
ストック・オプションとして の新株予約権					6,888	
合計					6,888	

前事業年度（自 平成19年3月1日 至 平成20年2月29日）

1. 発行済株式の種類および総数に関する事項

	前事業年度末 株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式 普通株式	16,364			16,364

2. 新株予約権に関する事項

内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当事業年度 末残高 （千円）
		前事業 年度末	当事業年度 増加	当事業年度 減少	当事業年度 末	
ストック・オプションとして の新株予約権						5,046
合計						5,046

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)	当中間会計期間 (自 平成20年3月1日 至 平成20年8月31日)	前事業年度 (自 平成19年3月1日 至 平成20年2月29日)
現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成19年8月31日現在) (千円)	現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年8月31日現在) (千円)	現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年2月29日現在) (千円)
現金及び預金勘定 575,284	現金及び預金勘定 728,984	現金及び預金勘定 676,855
現金及び現金同等物 575,284	現金及び現金同等物 728,984	現金及び現金同等物 676,855

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)	当中間会計期間 (自 平成20年3月1日 至 平成20年8月31日)	前事業年度 (自 平成19年3月1日 至 平成20年2月29日)
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 内容の重要性が乏しく、契約1件当たりの金額が少額なリース取引のため中間財務諸表等規則第5条の3の規定により記載を省略しております。	同左	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 内容の重要性が乏しく、契約1件当たりの金額が少額なリース取引のため財務諸表等規則第8条の6第6項の規定により記載を省略しております。

(有価証券関係)

前中間会計期間末(平成19年8月31日)

当社は、有価証券を所有しておりませんので、該当事項はありません。

当中間会計期間末(平成20年8月31日)

当社は、有価証券を所有しておりませんので、該当事項はありません。

前事業年度末(平成20年2月29日)

当社は、有価証券を所有しておりませんので、該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

前中間会計期間末(平成19年8月31日)

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

当中間会計期間末(平成20年8月31日)

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

前事業年度末(平成20年2月29日)

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

前中間会計期間(自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)

1. 当該中間会計期間における費用計上額及び科目名

販売費及び一般管理費 1,682千円

2. 当中間会計期間において付与したストック・オプションの内容

	平成19年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名 当社従業員 15名
ストック・オプションの目的となる株式の種類及び数	普通株式 64株
付与日	平成19年6月15日
権利確定条件	権利行使時においても、当社の取締役もしくは従業員の地位にあることを要する。 但し、特別な理由のある場合はこの限りではない。
対象勤務期間	2年間(平成19年6月15日から平成21年6月14日まで)
権利行使期間	平成21年6月15日から 平成22年6月14日まで
権利行使価格(円)	361,566
付与日における公正な評価単価(円)	219,043

当中間会計期間(自 平成20年3月1日 至 平成20年8月31日)

1. 当該中間会計期間における費用計上額及び科目名

販売費及び一般管理費 1,842千円

2. 当中間会計期間において付与したストック・オプションの内容

	平成20年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名
ストック・オプションの目的となる株式の種類及び数	普通株式 50株
付与日	平成20年7月1日
権利確定条件	権利行使時においても、当社の取締役もしくは従業員の地位にあることを要する。 但し、特別な理由のある場合はこの限りではない。
対象勤務期間	2年間(平成20年7月1日から平成22年6月30日まで)
権利行使期間	平成22年7月1日から 平成23年6月30日まで
権利行使価格(円)	198,048
付与日における公正な評価単価(円)	107,792

前事業年度（自 平成19年3月1日 至 平成20年2月29日）

1. 当事業年度における費用計上額及び科目名
販売費及び一般管理費 5,046千円

2. 当事業年度において存在したストック・オプションの内容

	平成17年 ストック・オプション	平成18年 ストック・オプション	平成19年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社従業員 29名	当社取締役 2名 当社従業員 32名	当社取締役 2名 当社従業員 15名
ストック・オプションの目的となる株式の種類及び数（注）	普通株式 174株	普通株式 112株	普通株式 64株
付与日	平成17年5月30日	平成18年5月29日	平成19年6月15日
権利確定条件	権利行使時において、当社、当社の連結子会社、当社の親会社又は当社の親会社の連結子会社の取締役、監査役、執行役又は従業員の地位にあること。	権利行使時において、当社、当社の連結子会社、当社の親会社又は当社の親会社の連結子会社の取締役、監査役、執行役又は従業員の地位にあること。	権利行使時においても、当社の取締役もしくは従業員の地位にあることを要する。但し、特別な理由のある場合はこの限りではない。
対象勤務期間	4年間（平成17年5月30日から平成21年5月29日まで）	4年間（平成18年5月29日から平成22年5月28日まで）	2年間（平成19年6月15日から平成21年6月14日まで）
権利行使期間	平成21年5月30日から平成26年5月29日まで	平成22年5月29日から平成27年5月28日まで	平成21年6月15日から平成22年6月14日まで
権利行使価格（円）	13,500	24,000	361,566
付与日における公正な評価単価（円）			219,043

（注）平成18年7月1日付で株式1株につき2株の株式分割を行ったことに伴い平成17年ストック・オプション及び平成18年ストック・オプションの数は分割後の数値によっております。

（持分法損益等）

前中間会計期間（自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日）

当社は、関連会社を有していないため、該当事項はありません。

当中間会計期間（自 平成20年3月1日 至 平成20年8月31日）

当社は、関連会社を有していないため、該当事項はありません。

前事業年度（自 平成19年3月1日 至 平成20年2月29日）

当社は、関連会社を有していないため、該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前中間会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)	当中間会計期間 (自 平成20年3月1日 至 平成20年8月31日)	前事業年度 (自 平成19年3月1日 至 平成20年2月29日)
1株当たり純資産額 40,703.17円	1株当たり純資産額 49,883.93円	1株当たり純資産額 45,294.06円
1株当たり中間純利益 金額 4,393.81円	1株当たり中間純利益 金額 4,589.87円	1株当たり当期純利益 金額 8,984.70円
潜在株式調整後1株当 たり中間純利益金額 4,351.26円	潜在株式調整後1株当 たり中間純利益金額 4,564.76円	潜在株式調整後1株当 たり当期純利益金額 8,911.19円

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間会計期間末 (平成19年8月31日)	当中間会計期間末 (平成20年8月31日)	前事業年度末 (平成20年2月29日)
純資産の部の合計額(千円)	667,748	823,189	746,238
純資産の部の合計額から控除する金額 (千円)	1,682	6,888	5,046
(うち新株予約権)	(1,682)	(6,888)	(5,046)
普通株式に係る中間期末(期末)の純 資産額(千円)	666,066	816,300	741,192
1株当たりの純資産額の算定に用いら れた中間期末(期末)の普通株式の数 (株)	16,364	16,364	16,364

(注) 1株当たり中間(当期)純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)	当中間会計期間 (自 平成20年3月1日 至 平成20年8月31日)	前事業年度 (自 平成19年3月1日 至 平成20年2月29日)
1株当たり中間(当期)純利益金額			
中間(当期)純利益(千円)	71,900	75,108	147,025
普通株主に帰属しない金額(千円)			
普通株式に係る中間(当期)純利益 (千円)	71,900	75,108	147,025
期中平均株式数(株)	16,364	16,364	16,364
潜在株式調整後1株当たり中間(当期) 純利益金額			
中間(当期)純利益調整額(千円)			
普通株式増加数(株)	160	90	135
(うち、新株予約権)	(160)	(90)	(135)
希薄化効果を有しないため、潜在株式 調整後1株当たり中間(当期)純利益 の算定に含めなかった潜在株式の概要	(新株予約権) 株主総会決議 平成19年5月30日 (新株予約権 64個)	(新株予約権) 株主総会決議 平成19年5月30日 (新株予約権 49個) 株主総会決議 平成20年5月29日 (新株予約権 50個)	(新株予約権) 株主総会決議 平成19年5月30日 (新株予約権 64個)

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第8期）（自 平成19年3月1日 至 平成20年2月29日）平成20年5月30日関東財務局長に提出。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年11月15日

株式会社パイプドビッツ

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 渡邊 宣昭 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 守谷 徳行 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社パイプドビッツの平成19年3月1日から平成20年2月29日までの第8期事業年度の中間会計期間（平成19年3月1日から平成19年8月31日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社パイプドビッツの平成19年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成19年3月1日から平成19年8月31日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注） 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が中間財務諸表に添付する形で別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成20年11月13日

株式会社パイプドビッツ

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 渡邊 宣昭 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 杉山 正樹 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社パイプドビッツの平成20年3月1日から平成21年2月28日までの第9期事業年度の中間会計期間（平成20年3月1日から平成20年8月31日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社パイプドビッツの平成20年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成20年3月1日から平成20年8月31日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注） 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が中間財務諸表に添付する形で別途保管しております。